

## ・工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用について

(平16.7.1付34-29)

総務人事等担当理事  
経理資金担当理事 から 募集販売本部長 あて  
各支社長  
各地域支社長

改正 平成18年1月4日(イ)  
平成18年3月1日(ロ)  
平成18年8月4日(ハ)  
平成28年12月26日(ニ)  
令和2年3月26日(ホ)

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成16.7.1付34-28。以下「要領」という。)の運用について下記のとおり定めたので、通知する。

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

### 記

- 1 指名停止の期間の始期の運用(要領第1及び第6関連)  
指名停止の期間中の登録業者が要領別表第1及び第2の各号(以下「別表各号」という。)の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、その措置を決定したときとする。  
また、指名停止の通知(要領第6第1項)についても別途行う。
- 2 共同企業体に関する指名停止の運用(要領第2関連)
  - (1) 要領第2第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の登録業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事について開札済であって、新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としない。
  - (2) 要領第2第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが要領別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、要領第3第2項に基づく措置(以下「短期加重措置」という。)の対象としない。
- 3 短期加重措置の運用(要領第3第2項関連)
  - (1) 登録業者が要領別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としない。
  - (2) 下請負人又は共同企業体の構成員について短期加重措置を講じると

きは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができる。

4 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例の運用（要領第4関連）（ハ）

(1) 指名停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。

(2) 第4号及び第5号の「悪質な理由があるとき」とは、当該発注者に対して登録業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。  
（ハ）

(3) 「他の公共機関の職員」（第5号並びに別表第2第3号、第4号、第7号、第8号及び第10号関連）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。さらに私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。（ハ）

5 措置対象区域の特例の運用（要領第12第2項及び第3項関連）

(1) 他機関発注工事における事故に関して指名停止を行う場合において、当該事故の原因について作業員個人としての責任が大きく、請負人の責任が小さいと認められるときは、措置対象区域の一部を限定して指名停止を行う。

なお、この場合には、原則として、都府県の行政区分を基準として運用する。

(2) 元請負人又は共同企業体について措置対象区域の一部を限定して指名停止を行う場合には、下請負人又は共同企業体の構成員の措置対象区域については、当該元請負人又は共同企業体と同一とする。

6 工事事故関係（要領別表第1関連）

(1) 他機関発注工事における過失による粗雑工事（第3号関連）について、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。（ホ）

(2) 事故に基づく措置基準（第5号から第8号まで関連）

公衆損害事故又は工事関係者事故が次のイ又はロに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わない。

イ 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のおき見運転により生じた事故等）

ロ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

(3) 機構発注工事における安全管理措置の不適切の判断（第5号及び第7

号関連)

機構発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、イの場合とする。ただし、ロによることが適当である場合には、これによることができる。

イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

ロ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

- (4) 他機関発注工事における安全管理措置の不適切の判断(第6号及び第8号関連)

他機関発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

7 贈賄、独占禁止法違反行為等関係(要領別表第2関連)

- (1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」(第1号関連)とは、専務取締役以上の肩書をいう。

- (2) 独占禁止法第3条に違反した場合(第5号、第6号、第7号及び第12号イ関連)は、次の場合に掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。(イ)(ハ)

イ 排除措置命令

ロ 課徴金納付命令

ハ 刑事告発

ニ 登録業者である法人の代表者、登録業者である個人又は登録業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

- (3) 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合(第5号及び第6号関連)は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。(イ)

- (4) 別表第2第5号から第7号までの措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第5号から第7号までに規定する期間の短期を下回る場合においては、要領第3第3項の規定を適用するものとする。(ロ)

- (5) 「業務」(第5号及び第15号関連)とは、個人の私生活上の行為以外の登録業者の業務全般をいう。(イ)(ロ)(ハ)

- (6) 建設業法違反行為(第13号及び第14号関連)について、建設業法の規

定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるのは、原則として、次の場合をいう。(イ)(ロ)(ハ)

イ 登録業者である個人、登録業者の役員又はその使用人が、当該本部等の業務担当区域内における建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起された場合(ニ)

ロ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合(本部長等が軽微なものと判断した場合を除く。)(ニ)

(7) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」(第15号関連)とは、原則として、次の場合をいう。(イ)(ロ)(ハ)

イ 登録業者である個人、登録業者の役員又はその使用人が、当該本部等の業務担当区域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合(ニ)

ロ 機構発注工事に関して、落札決定後辞退、登録業者自らの過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

以 上